**十日町市中条公民館利用申込（申請）書**

十日町市教育委員会　様　　十日町市公民館条例及び同施行規則に基づき申し込みます。

令和　　年　　月　　日　団体名：

代表者（個人）名：

所在地（住所）：

連絡先：

|  |  |
| --- | --- |
| 利用期日 | 令和　　　　　年　　　　　　月　　　　　　　　　　　　日　（　　　）　 |
| 利用時間 | 午前 ・ 午後 　　　　時　　　　分　　～　　午前 ・ 午後 　　　　時　　　　分 |
| 集会名称 | 　 | 参集予定人員：　　　　　　　　人当日責任者名：（連絡先：　　　　　　　　　　　　　　） |
| 利用内容・目的 |  |
| 入場料 | 有 （　　　　　　円） ・ 無 | 販売行為 | 有 ・ 無 |
| **使用****施設**使用を希望する部屋名の□にチェック（☑）をつけてください。 | 施設名 | 使用料(円)／１時間 | 使用時間 | 使用料 |
| 昼間(9-18時) | 夜間(18-22時) |
| １階 | * 大集会室（和室）
 | ¥600 | ¥840 |  | 円 |
| □　小会議室 | ¥360 | ¥480 |  | 円 |
| ２階 | □　会議室 | ¥360 | ¥480 |  | 円 |
| ３階 | □　学習室 | ¥600 | ¥840 |  | 円 |
| □　小集会室（和室) | ¥360 | ¥480 |  | 円 |
| □　実習室 | ¥600 | ¥840 |  | 円 |
| 使用料の減免 | 施行規則第10条別表第１該当有 （ 50％ ・ 100％ ） ・　無 | ※複数回利用時の月利用時間　計 | 使用料合計 | 円 |
| 減　免　額 | 円 |
| 決定使用料 | 円 |
| 予約簿記載日 | 　　月　　日 | 徴収簿記載日 | 月　　日 | 納付書発行 | 　　月　　日 |
| 備　考 | （使用物品や事前に連絡しておきたいことがあれば記入してください） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 館　長 | 館長補佐 | 係　員 | 受付日：　　　　年　　月　　日承認日：　　　　年　　月　　日承認番号：　　　　第　　　　　号 |
|  |  |  |

（2025.4　使用料改定）

裏面もご確認下さい

【利用にあたっての留意事項】　　　　　　　　　　　　（令和５年５月８日～）

◎各部屋の利用定員数は以下の通りです。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １階 大集会室 | ６６人 | ２階 会議室 | １２人 | ３階 実習室 | ２１人 |
| ３階 小集会室 | １０人 | ３階 学習室 | ６０人 |  |

　※ただし、１階大集会室・３階学習室を３０人以上で利用する場合は講義形式等にて開催するなどの対応をお願いします。

※なお、密にならない人数でのご利用をお願いします。

◎利用者名簿の提出は不要としますが、利用責任者において利用時の利用者及び連絡先を必ず把握しておくようにしてください。なお、感染症の発生等があった場合には中条公民館の要請に応じて、その資料等を提出して頂きます。

◎利用にあたっては、換気、終了時の清掃及び消毒作業をしていただきます。

◎備品を使用する場合は、事前に係員にお申し出ください。

◎公民館の備品・設備を破損した場合、使用者に原状回復・損失補償をして頂きます。

なお、その他詳細は事前に中条公民館（電話752-2748）へお問い合わせください。

【減免対象等について】

◎十日町市公民館条例施行規則【一部抜粋】（使用料の免除）

第10条　条例第17条の規定により、使用料の全部又は一部を免除することができる者は、別表第１に定めるとおりとする。

別表第１（第10条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象 | 減免率　（％） |
| 専ら催事に利用する場合 | 専ら練習等のために利用する場合 |
| 十日町市及び教育委員会 | 100 | 100 |
| 国及び地方公共団体 | 50 | 100 |
| 市内の青少年育成団体 | 100 | 100 |
| 市内の小学校及び中学校及び特別支援学校 | 100 | 100 |
| 市内の市立学校以外の学校 | 50 | 100 |
| 市内の児童福祉法に規定する保育所及び認定こども園 | 50 | 100 |
| 市内の社会教育関係団体 | 営利を目的としない公益的な事業 | 50 | 50 |
| 市内の社会福祉関係団体 | 50 | 100 |
| 市内の障がい者関係団体 | 50 | 100 |
| 市内の地域振興関係団体 | 50 | 100 |
| その他教育委員会が必要と認めた場合 | 必要と認めた率 |